

# 広島大学学術情報リポジトリ

## Hiroshima University Institutional Repository

Title	シュタイナー教育による発達障害をかかえる不登校児への教育の可能性
Author(s)	衛藤, 吉則
Citation	HABITUS , 27 : 213 - 226
Issue Date	2023-03-20
DOI	
Self DOI	<a href="https://doi.org/10.15027/53736">10.15027/53736</a>
URL	<a href="https://doi.org/10.15027/53736">https://doi.org/10.15027/53736</a>
Right	
Relation	



# シュタイナー教育による発達障害をかかえる 不登校児への教育の可能性

衛 藤 吉 則

(広島大学大学院人間社会科学研究科・教授)

## はじめに

本研究が主題とする「発達障害をかかえる不登校児の問題」は、筆者が大学と兼務して運営する発達障害児施設(「児童発達支援」「放課後等デイサービス」の複合施設)の活動過程で見出された。それは大きく二つある。ひとつは①「発達障害」「不登校」という枠組みやその支援体制の内に「発達障害をもつ不登校児」が未だ正当に位置づけられていないことである。いまひとつは、そうした②「発達障害をもつ不登校児」に対して、療育のための有効な理論と実践が確立されていないことである。このような状況に対し、「発達障害をもつ不登校児」に対する私たちの実践は、自治体や学校から療育面での高い評価を得、先行するモデル事業として期待されている。そこでの教育理論と実践は、筆者が専門とするシュタイナー教育に依拠し、無意識の領域を視野に入れたホリスティックな精神科学的人間理解に基づき、芸術的教育法や自然体験を活動の柱に据える。この活動を通して彼らは、個々の知的欲求とこだわりを、また「自分らしい充実感と有用感」を満たすことに成功している。

以上のように、本研究は、シュタイナー教育に基づく理論・実践研究を通じて、「発達障害をかかえる不登校児」に有効な支援体制と療育モデルを構築することを目的とする。ただし、今回の論文では、本研究の事前の枠組みを提示

するにとどめ、次回以降、現在進めている理論・実践分析をふまえ、具体的な内容の記述を行っていきたい。

## 1. 本研究の学術的背景と課題

本研究では、「発達障害をもつ不登校児」が注目された背景とその問題を次の点に見る。

まず、「不登校児」と「発達障害児」が広く関心をもたれた背景について。「不登校児」については、2013年以降、その増加が注目され、多様な学びを保証する「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(教育機会確保法)」(2017)が施行された。具体的には、この2017年以降、「不登校児」に対して、教育機会の確保に向けて、行政・学校による教育支援センター(適応指導教室)の機能強化、ICTを活用した学習・相談支援体制の確立、フリースクール等民間団体による教育支援が進められ、一部の外部団体は学校と連携して教育内容を保障する場合、出席扱いが容認されることになった。しかし、この取り組みにもかかわらず未だ根本的な解決に至っていない。

次に、「発達障害児(ADHD・学習障害児・高機能自閉症児等)」が注目された背景としては、2006年からの顕著な増加が挙げられる。この年を基準とすると、2021年度には、自閉症児数は約6.5倍、学習障害児数は約11.5倍、そして注意欠陥多動性障害の児童数は約15倍に増加していることが分かる(2012年度：全児童の6.5%；約68万人に到達 文部科学省)。発達障害児(障害児全般)の受け入れ先としては、学校教育では、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校における学びが用意されている(小学校の特別支援学級在籍者数 2007年度：7万9000人→2021年度：23万人超 文部科学省、2021)。加えて、「発達障害児」の民間での療育機関としては、1. 児童発達支援((1)

児童発達支援センター・(2)児童発達支援事業所：障害のある未就学児)、2. 放課後等デイサービス(18歳までの就学児童)、3. 医療型児童発達支援(医療型児童発達支援センター)、4. 保育所等訪問支援が存在する。私たちは、この内の1の(2)と2の施設枠組みにおいて発達に課題のある幼児と児童をサポートしている。

さらに、本研究が課題とする、両要素を兼ねる「発達障害をかかえる不登校児」の問題について言及したい。ここに現在の隠れた、障害福祉・教育の問題とサポートの欠損が見出せる。つまり、「発達障害をかかえる不登校児」について、文部科学省の調査(「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」令和3年10月 文部科学省、

[https://www.mext.go.jp/content/20201015-mext\\_jidou02-100002753\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20201015-mext_jidou02-100002753_01.pdf)参照)によれば、不登校児中、その割合は十数%(判明分)を占めるにもかかわらず、学校内・外のいずれの機関で相談・支援を受けていない児童生徒の割合は34.3%(67,294人)に上る(令和3年の同調査では、88,931人に増加。

[https://www.mext.go.jp/content/20221021-mxt\\_jidou02-100002753\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20221021-mxt_jidou02-100002753_1.pdf)参照)。しかも、「発達障害児」の療育・教育を専門的にサポートする外部機関「放課後等デイサービス」に対して、「放課後」という彼らを「学校授業時間中に受け入れはできない」と判断する自治体が多く存在する。

上の現状に対して筆者は、「放課後等デイサービス」の枠組みで、「発達障害をかかえる不登校児」の療育を行うことは、行き場のない当該児童たちにとって切迫した最重要課題と考え、市の障害者支援課・教育委員会不登校対策室・学校と話し合いを重ねた。その結果、筆者が運営する「放課後等デイサービス」は、「発達障害をもつ不登校児のための療育モデルケース」として市に承認され、実践研究を進めている(「学校の出席扱い」も認可)。

最後に、以上見てきた「発達障害をかかえる不登校児」の問題状況に対して、研究の核心となる問いを立て、さらに従来の一般的な研究方向についておさえておこう。

本研究における中心的な問いは、1. 自閉症児等に有効な教育方法があるように、「発達に課題をもつ不登校児」に対しても原因に即した特有の教育方法があるのではないかと、2. 発達障害児に対する今日の教育方法は脳機能の改善に特化した認知主義的療法に偏しているが、精神科学的教育学に基づくアプローチも有効ではないか、というものである。つまり、発達障害児の理解や療育の方法として、今日、広く実践されている認知・行動科学に基づく療育理論や方法（ACCによるコミュニケーション上の視覚支援、TEACCH的構造化、応用行動分析ABAによる行動コントロール等）とは別に、本研究では、シュタイナーの精神科学に基づき、知情意・身体・モラル・行為を包摂するホリスティックな療育モデルの有効性を考究していく。

## 2. 本研究の目的および位置づけ

本研究の目的は上の1と2の問いに対応して大きく二つある。第一は、放課後等デイサービスにおける「発達障害をもつ不登校児」の療育に対して、未だ定まらない公的支援体制について、複数の自治体や教育センター等への調査を通して実態を解明し、今後の取るべき方向性を示唆すること、第二は、これまで体系的な研究がなされていない「発達障害をもつ不登校児」の療育に対して、無意識や精神の次元をも視野に入れたシュタイナー教育の理論と実践を通して、統合的な療育モデルの雛形を提示することをめざす。1と2を射程に入れた研究はこれまでなされておらず、この方向での研究は本研究が嚆矢といえる。

さらに、本研究が考察の軸に置くシュタイナー教育に関する研究意義と、本

研究の独自の位置づけについて述べておこう。この教育の有効性は、100年以上に渡る普通教育と障害児教育の実績と高い評価から期待できる(Stefan Leber 2011)。また、この派の学校が世界70カ国に1251校、幼稚園が世界54カ国以上に1915園、治療教育学校19校、統合学校60校、そして障害者共同体が20カ国100校以上というように世界的な支持の広がりをもつことからその理論と実践の有効性が予期できる(Waldorf Word List 2020-21)。

また、シュタイナー障害児教育に関する研究には、Michael Luxford(1994)等があり、発達障害に注目した研究には、シュタイナー派が展開する療育教育(Extra Lesson)に関する著作が存在する(Mary Nash-Wortham & Jean Hunt,1979等)。しかし、本研究が対象とする「発達障害をもつ不登校児」の療育に関する体系的な研究はシュタイナー派をはじめ国内外に見出すことができない。したがって、シュタイナー教育研究においても本研究の観点は独自性と創造性を示し得るものといえる。加えて、本研究の強みは、筆者自身が2018年11月に立ち上げた発達障害児のための療育施設において長期にわたる詳細な臨床研究ができる点にある。

さらに、本研究の着想に至った経緯と関連する国内外の研究状況と本研究の位置づけは次のようになる。

本研究の着想は先に述べたように筆者が運営する発達障害児のための療育施設での実践の過程において得られた。その学術的背景(先行研究)ならびに本研究の立ち位置について、上の1で示した2つの研究方向に沿って述べてみたい。

まず、1に関して、筆者の実践研究を通して、「不登校」と「発達障害」をめぐる不明瞭な制度や偏った療育状況に気づき、そこにメスを入れることを本研究の第一の課題とした。文部科学省の調査(2019)によれば、小・中学校における不登校児童数は18万1272人(2020年:小中高で約24万人)で、その数は過去

十年で最多となり、90日以上欠席した者の割合は不登校児全体の55.6%を占め不登校状態の長期化傾向がうかがえる。この「不登校児」と「発達障害児」との関係について、国立特別支援総合研究所(2012)は、不登校児童の中になんかの割合(5から40%以上)で、発達に障害のある児童が含まれていると指摘している。「不登校」と「発達障害」の関係についてわが国で最初に言及した研究は、斉藤恵子(1985)による症例報告「自閉症児の不登校について—事例研究」『人間科学研究』とされ、その後、「不登校」と「LD/ADHD」との関係、さらには「発達障害の枠組み」における不登校研究が続き、近年では、高機能自閉症(アスペルガー症候群)や反抗挑戦性障害など知的に遅れない群との関係に注目した研究が進められている(宮尾益知 2019等)。加えて、このタイプの児童は、高い認知能力のため、受診の機会を得られなかったり、受診できたとしても特定不能でグレーゾーン的な高機能広汎性発達障害とみなされたりする。さらに、このタイプの児童の発達特性に強迫性や固執性が加わる場合、典型的な自閉症児と異なる強固な不登校リスクを負うとも指摘される(中野明德 2009等)。ただし、従来の研究は、こうした「不登校と発達障害をめぐる多様な関係実態」を明らかにしつつあるが、この実態をふまえた「療育支援」の在り方を提示するまでには至っていない。本研究の課題はまさにそこを架橋することにある。

さらに、この「不登校」と「発達障害」の関係をめぐる不明瞭な状況を受け、「発達障害をもつ不登校児」への行政による支援体制も矛盾を露呈することになる。「放課後等デイサービスで発達に問題がある不登校児を学校登校時間中に受け入れる」ことについて、現在、国による明文化された指針は出されていない。それゆえ、「発達障害という診断を受けていても、学校に行っていない場合、放課後とはみなされないので放課後等デイサービスは利用できない」と判

断する自治体がある一方、「放課後等デイサービスガイドライン」に書かれた「不登校の子どもについては、…関係機関・団体や保護者と連携しつつ、本人の気持ちに寄り添って支援していく必要がある」（2015年4月1日付 障発401第2号厚生労働省社会・援護局保険福祉部長通知）という文言を根拠に、「午前中からの利用は可能で学校の出席扱いとしてよい」とする自治体がある。この問題も未解決であり、本研究はさらなる実態調査を行う。

2に関して、今日、「発達障害をもつ不登校児への療育」として、「心の理論」を根拠に、自閉症を脳における認知機能の障害と位置づけ、認知能力を客観的に計測するWISC等の検査や、認知-行動機能を、構造的な環境や視覚を通して教化する方法(TEACCHプログラム等)が打ち出されている(Baron-Cohen S, Leslie AM, Frith U 1985等)。他には、間主観性概念に注目し、自閉症を自他の相互理解の欠損とみる発達心理学を背景に、他者への共感等のコミュニケーションスキルを早期にトレーニングする方法が考案されている(Colwyn Trevarthen 2013等)。しかし、こうした「事実の学」に基づく認知・行動主義的療育に加えて、個別の発達のうちに「生の価値と質的変容」を解釈学的に「理解」するアプローチも加える必要を感じる。それを可能とする見方が精神科学であり、それを教育に応用し、インクルーシブ教育の観点から高い評価を得ている数少ない例がシュタイナー教育といえる。その精神科学に基づくシュタイナー教育を、未だ体系だった療育法が確立していない「発達障害をもつ不登校児」に対して適用する点が本研究の独創的な観点といえる。

### 3. 本研究のアプローチ

本研究で予定する三つのアプローチについて説明したい。

第一のアプローチ(放課後等デイサービスにおける発達課題をもつ不登校児

の位置づけ)では、「発達障害」や「発達障害をもつ不登校児」に関する従来の諸研究を分析し、この問題をめぐる実態把握と取り組みの特徴を浮き彫りにする(M.Soussana 2012, H.Kurita 1991等)。さらに放課後等デイサービスにおける「発達障害をもつ不登校児」への公的支援体制問題については現在ほとんど資料がない(全国放課後連 2019)ため、独自に複数の自治体や教育センター等への調査を通して実態を解明し、この問題に関する今後の方向性を示唆したい。

第二のアプローチ(文献研究)では、シュタイナー派による障害児教育に関する理論・実践の構造を解明する。この派による障害児教育論については、医師イタ・ヴェークマンとの共著(1925)や同派の障害者共同体運動を展開したカール・ケーニッヒの著作(1977)等を分析・考察していく。さらに、具体的な教育方法については、一般のシュタイナー教育・障害児教育で行われる多様な身体・芸術療法に関する著作や、障害児教育で実施される芸術療法(2003)、言語造形(1924)、治療オイリュトミーの文献(1922)を分析し、教育方法の特徴を抽出する。

第三のアプローチ(実践研究)では、第一と第二の研究成果をふまえ、「発達障害をもつ不登校児」に対して筆者が運営する発達障害児施設においてシュタイナー的療育を行い、そこでの臨床データを元に精神科学的教育学に基づく療育の有効性を実証していく(その際、筆者が交流をもつ国内外のシュタイナー障害児教育関連施設とも連携を図る)。その成果の発信は、未だ方向の定まらない放課後等デイサービスにおける不登校児療育の制度的意義を広く社会へ提起することにつながるだろう。

本研究が目的の達成に向けて整えている準備状況についてもあげておこう。上記の第一のアプローチについて、筆者が運営する放課後等デイサービス施設は、所轄する北九州市(障害者支援課)・教育委員会・学校との話し合いで、「発

「発達障害をもつ不登校児」の療育にふさわしい組織であると認定され、義務教育提供時間における不登校児の発達支援を行う許可を得ている。第二のアプローチに関しては、シュタイナー教育思想に関する筆者の研究成果があり、シュタイナー的精神科学に関する基本的な理論枠組みと応用の図式はすでにおさえられている(衛藤吉則(2018)『シュタイナー教育思想の再構築』ナカニシヤ出版、同(2019)「新たなWissenschaft(科学・学問・知識)論に基づく「術としての教育」の構造と可能性」『教育哲学研究』第120号等)。第三のアプローチでは、筆者は発達障害児の実践フィールドをもっており、国内外の関連施設とも協働した臨床研究が可能である。

#### 4. これまでの研究活動

本研究課題「発達障害をかかえる不登校児に対するシュタイナー教育に基づく療育モデルの構築」に関して、筆者は、テーマとするシュタイナー教育学研究と発達障害児研究については以下の研究成果を有している。

シュタイナー教育学研究については、科学研究費(基盤研究C)を得た研究として、「1920・30年代におけるわが国の文化教育学理解とナショナリズムとの関係―入澤宗壽のシュタイナー教育思想理解を中心に」(2002-2004年度)、「わが国の新教育・文化教育学における神智的思想の影響とナショナリズムとの関係」(2005-2007年度)、「R.シュタイナーとM.モンテッソーリの教育思想にみるホリズムのパラダイムの研究」(2008-2012年度)、「シュタイナー教育の今日的意義―能力概念に基づく国際調査」(2013-2017年度)があり、シュタイナー教育と発達障害児教育とをつなぐ科学研究としては「シュタイナー教育とモンテッソーリ教育に基づく発達障害児教育モデルの構築」(2018-2020年度)がある。本研究の理論を根拠づける基礎研究(論文・著書)には以下のものがある。

1. 衛藤吉則「ルドルフ・シュタイナーの人智学的認識論に関する一考察」『教育哲学研究』（教育哲学会）査読有、第77号、65-77頁、1998年。
2. 衛藤吉則「シュタイナー教育学をめぐる「科学性」問題の克服に向けて一人智学的認識的 認識論を手がかりとして」『人間教育の探究』（日本ペスタロッチー・フレーベル学会）査読有、第10号、101-115頁、1998年。
3. 衛藤吉則「隈本有尚とシュタイナー思想との関係について」『日本仏教教育学研究』（日本仏教教育学会）査読有、第8号、89-110頁、2000年。
4. 衛藤吉則「谷本富におけるシュタイナー教育学の受容過程－谷本の『宗教教育』観を基軸として」『日本仏教教育学研究』（日本仏教教育学会）査読有、第9号、261-280頁、2001年。
5. 衛藤吉則「人間形成における「垂直軸」の構造－新たな発達論とカオスの開かれた弁証法として」『近代教育フォーラム』（教育思想史学会）査読有、第12号、29-40頁、2003年。
6. 越智貢編、衛藤吉則他『岩波応用倫理学講義6教育』岩波書店、2005年（担当12頁分/全 295頁） ISBN:000267191。シュタイナー教育のホリスティック教育としての有効性を示す。
7. 広瀬俊雄編、衛藤吉則他、『未来を拓くシュタイナー教育』ミネルヴァ書房、2006年（担当36頁分/全247頁） ISBN:46230465830。
8. 衛藤吉則「「垂直軸」の人間形成モデルとしてのシュタイナー教育思想」『近代教育フォーラム』（教育思想史学会）査読有、第16号、165-168頁、2007年。
9. 衛藤吉則「モンテッソーリ教育思想にみる神智学的パラダイム－シュタイナー教育思想との接点」『モンテッソーリ教育』（モンテッソーリ教育学会）査読有、第39号、50-68頁、2007年。
10. Yoshinori ETO, A Theosophical Paradigm in Montessori Educational

- Thought: A Point of Contact with Steiner Educational Thought. In: *PRAXIS*, vol.12, pp.107-122, 2011. (査読有)
11. Yoshinori ETO, Holistic Paradigm Common to Educational Thought of R.Steiner and M.Montessori: Questionnaire for School Investigation. In: *Ringaku-Kenkyu*, vol.24, pp.103-121, 2013. (査読有)
  12. 衛藤吉則『シュタイナー教育思想の再構築—その学問としての妥当性を問う』ナカニシヤ出版、2017年(全308頁) ISBN: 97847795119810
  13. 衛藤吉則「新たなWissenschaft(科学・学問・知識)論に基づく「術としての教育」の構造と可能性」『教育哲学研究』(教育哲学会)招待論文、査読有、120号、1-19頁、2019年。
  14. 衛藤吉則「シュタイナー教育とモンテッソーリ教育に基づく発達障がい児教育モデルの構築—両教育の接点とシュタイナー療育の事例」『倫理学研究』査読有、26号、1-14頁、2019年。
  15. 衛藤吉則『NPO法人シュタイナー&モンテッソーリ・アカデミー／シュタイナーハウス・モモ 2019年度 活動報告』私家版(関係機関や関係者に配布)、2020年(全90頁)。
  16. 衛藤吉則「第13章シュタイナー教育に学ぶ—インクルーシブ教育の可能性」(竹田敏彦・衛藤吉則編)『グローバル化対応の新教職論』ナカニシヤ出版、2021年(全264頁) ISBN: 9784779515446

## 5. 研究環境(研究遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等を含む)

理論研究については、一般的な発達障害児教育やシュタイナーの普通教育・障害児教育に関する著作はすでに所蔵済みであるが、シュタイナー教育における具体的な個別の療育方法(エクストラ・レッスン、言語造形、音楽療法、治療

オイリュトミー)に関する文献は科研採択後に購入する予定である。他に研究環境を整える消耗品(プリンター等)が必要となる。

実践研究に関しては、筆者自身が2018年11月に不登校児を含む発達障害児のための療育施設シュタイナーハウス・モモ(NPO法人シュタイナー&モンテッソーリ・アカデミー)を設立し、1年間の実践を経て実践報告書を発行し、延長した科研費で2022年3月には著作『「らしさ」を育てるシュタイナー教育とモンテッソーリ教育－発達支援へのチャレンジャー』(ナカニシヤ出版)を刊行した。筆者による実践は、視察に訪れる学校関係者や市の教育委員会・障害福祉課からモデル事業として高い評価を得、マスコミにも注目すべき教育実践として取り上げられている(朝日新聞：2020年1月22日朝刊、毎日新聞：2022年5月25日朝刊)。他に実践環境を整えるための備品(机等)や消耗品(教具等)が必要となる。

実践フィールドについては、筆者の施設には、発達障害をもつ不登校児8名と不登園児2名、ならびにその他の障害児・発達障害児18名の計28名が在籍しており、長期的な観察・指導を通じた、個人内形成に注目した形成的評価や、症例別の比較研究が実行可能となっている。また、筆者の施設での研究に加え、国外では筆者が南オーストラリア大学の客員研究員時代(2007～2009)に交流をもった治療教育学校Warrah School(言語療法家バーバラ・ボールドウィン氏)が研究対象となり、国内では、シュタイナー派の芸術療法施設アウディオペーデ(神奈川：竹田喜代子氏)や、発達障がい児施設シュタイナー療育センター(長野：森尾敦子氏)や、障害児施設アトリエ・ひまわり(大阪：長尾まさ子氏)に依頼済みであり、科研採択後にスムーズな実践研究が可能である。

以上の準備状況から、「発達障害をかかえる不登校児」に対して、シュタイナー教育に基づく有効な療育モデルを構築し、その成果を社会に発信できるものと考えている。

## **Possibility of Education for School Refusers with Developmental Disorders by Steiner Education**

Yoshinori Eto

(Professor, Graduate School of Humanities and Social Sciences, Hiroshima University)

The theme of this research, "The problem of school refusers with developmental disabilities," was clarified through activities at an author-managed facility for children with developmental disabilities. This multi-functional day-care facility provides child development support and after-school day service.

There are two major problems here.

First, "school refusers with developmental disabilities" have not yet been appropriately positioned within the support systems of "developmental disorders" and "school refusal." Second, there is a lack of effective theories and practices for education and support for "school refusers with developmental disabilities." In this context, our education model for "school refusers with developmental disabilities", has been highly evaluated by local governments and schools in terms of remedial education, and is expected to be a leading model project.

The educational theory and practices are based on Steiner education, which is based on a holistic, spiritual–scientific understanding of human

beings with a view to the realm of the unconscious. Additionally, this education model emphasizes artistic pedagogy and nature experience activities, which help children satisfy their individual intellectual desires and interests, and feel useful.

As discussed above, this research aims to build an effective support system and therapeutic model for "school refusers with developmental disabilities" through theoretical and practical research based on Steiner education. However, in this study, I will present only the preliminary framework of this research. In subsequent studies, I would describe the concrete content based on theoretical and practical analyses.